

来年4月から 後期高齢者医療制度が始まります



後期高齢者医療制度は、現行の老人保健制度にかわり
75歳以上の人と一定の障害がある65歳以上の人が入る医療保険制度です。

● 来年4月までに新しい保険証を届けます

新しい制度に伴い、一人ひとりに保険証が交付されます。

これまでの老人保健制度では、加入する医療保険から交付される被保険者証と市から交付される老人保健受給者証の2種類を医療機関の窓口で提示していましたが、来年4月からは広域連合が発行する保険証(被保険者証)のみを提示することになります。

● 加入手続きは必要ありません

現在、老人保健制度で医療を受けている人は、引き続き後期高齢者医療制度の被保険者となります。

● 医療機関での自己負担割合は変わりません

現行の老人保健制度と同様に、一般の人は1割、現役並み所得者は3割となります。

● 保険料は一人ひとりが納付します

後期高齢者医療制度は、被保険者の保険料を制度運営の財源としています。社会保険などの被扶養者で今まで自分で保険料を支払っていなかった人も、保険料を納付することになります。

また、保険料は所得によって決まり、原則年金から天引きされます。

● 制度の運営は広域連合が行います

新たな制度の運営は、広島県後期高齢者医療広域連合が行います。

制度の運営は都道府県単位で行うため、県内にあるすべての市町が加入する広域連合を設立しました。市は申請などの窓口業務と保険料の徴収業務を行います。

詳しい制度の内容は、11月に広島県後期高齢者医療広域連合が発行するリーフレットを新聞折り込みします。

問い合わせ先

保険医療課老人医療係(☎0848⑥76056FAX0848⑥42130)

広島県後期高齢者医療広域連合 業務課業務係(☎082・502・7822FAX082・502・7844)